月２回発行　2016年10月15日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2268号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

ヒヤリ・ハットを改善に生かす

問いかけで報告しやすく

ＪＲ貨物

特集Ⅱ

突撃！体感教育

新人レポーターが安全帯ぶら下がり

ＭＣ興産

続・造船現場サイゼンセン

「安全シナジー効果」を実感

名村造船所伊万里事業所

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2268
2016
10/15

社労士が教える 労災認定の境界線

「禁止行為」に反して飛び降りて捻挫

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　山形会
社会保険労務士西村事務所
所長　西村　吉則

第229回

■ 災害のあらまし ■

Ｅ社は、一般住宅の新築およびリフォームを業としている中堅建設会社で、過去の労災重大事故を教訓に積極的な安全衛生活動に取り組んでいた。個人住宅の新築に従事していたＥ社の労働者Ａ（以下、Ａ）は、建設資材を取ろうと高さ１メートルの所から飛び降り、左足関節を捻挫してしまった。被災した現場は、危険予知の観点から、はしごを設置して「飛び降り禁止」を朝のミーティングの都度、周知徹底していた。

■ 判断 ■

事業主が現場で「飛び降り禁止」を呼びかけていたことから、それに反した恣意的行為か否かが争点となったが、災害の状況が法令に違反する「重大な過失」に該当するほどの行為とはいえず、**業務上**と判断され、支給制限の対象にもならなかった。

■ 解説 ■

業務災害が認定されるためには、「業務遂行性が認められ、業務起因性に対する反証がない場合には、業務起因性を認めることが経験法則に反しない限り、業務上の災害と認められる」とされている。

業務遂行性は、傷病の原因となった労働者の行為が、業務の範囲内であるかということで、事業主の支配下・管理下であるかで判断する。支配下とは業務の指揮命令を受ける状況であり、管理下とは事業主の施設にある状態をいう。

業務遂行性の具体的内容は以下の通り、３つに分類される。①事業主の支配下であり、管理下で業務に従事している場合（業務および付随する生理的行為、準備・後始末行為、緊急行為）②事業主の支配下であ

り管理下であるが、業務に従事していない場合（休憩時間など事業場施設内での自由行動）③事業主の支配下であるが、管理下を離れて業務に従事している場合（出張・外出用務・旅客運送などでの運行業務及びそれに付随する業務）。以上の類型に基づいて判断されることになる。

業務起因性とは、労働者の傷病と業務との因果関係のことで、「その業務に従事していなければ、その傷病が起こらなかった」という条件関係が、業務起因性ということになる。

以下、反証について述べる。

①被災労働者が業務中に私的行為を行い、または恣意的行為をしていて、その私的行為・恣意的行為が原因となり災害が発生した場合、②被災労働者が故意に災害を発生させた場合、③被災労働者が個人的な怨恨などにより、第三者から暴行を受けて被災した場合、④地震、台風、火災など天災事変によって被災した場合（この場合、事業場上の立地条件などにより、天災事変に際し、災害を被りやすい業務上の事情がある場合は、業務起因性が認められる）だ。

今回のケースは、Aの行為が私的行為にあたるか、もしくは恣意的行為にあたるかが問題となるが、通常の作業現場において、高さ1メートル程度の場所から飛び降りる行為はあり得ることであり、会社の作業指示に違反する行為であったとしても、すなわち、私的行為とか恣意的行為とまではいえず、業務災害と認定される。

次に、Aの行為が、故意または故意の犯罪行為もしくは重大な過失による災害のための保険給付の支給制限との関係が問題となる。労働者が、「故意」に傷病などを生じさせたときは、支給制限がなされる（労災保険法第12条の2の2第1項）。例えば、保険給付を受けるため、わざとけがをしたようなケースが該当する。この場合は、作業中に業務遂行性が仮に認められたとしても、積極的な恣意的行為ないし業務逸脱行為であり、当該業務に内在する危険が具現化したものとはいえず、業務起因性が認められないとして、保険給付はなされない。



それから、「故意の犯罪行為」とは、事故の発生を意図した故意はないが、その原因となる犯罪行為が、故意によるものをいう。「重大な過失」とは、事故発生の直接の原因となった行為が労働基準法や労働安全衛生法、道路交通法などの法令上の危険防止に関する規定で、罰則の付されているものに違反する行為であると認められる場合について適用される。今回のケースでは、「重大な過失」による支給制限は災害発生の直接の原因となった行為が労働安全衛生法令に違反しているときとされるが、昇降するための設備の設置などの規定によれば、高さが1.5メートルを超える箇所で作業を行う場合に昇降するための設備を設ける（安衛則第526条）ことを義務付けていることから、高さ1メートルからの飛び降り行為は、支給制限の対象とはならない。

◇SRアップ21：www.srup21.or.jp